

中小機構近畿本部 × KECC 共催 今日から始める！労働安全衛生セミナー

日時

2024年1月15日(月) 14:30-16:00 (14:15 受付開始)

会場

定員:50名

クリエイション・コア東大阪
南館3階クリエイターズプラザ研修室B・C (東大阪市荒本北1丁目4番1号)*【ご来場の方】駐車場がございませんので、公共交通機関または近隣の駐車場をご利用ください。
*ハイブリッド開催のため、Zoom(ウェビナー)でもご参加いただけます。

参加費

無料

お申し込み▼

下記URL / 二次元コードにて

https://kecc.jp/seminar_list

※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:30~14:45	◆ 開会あいさつ 中小機構近畿本部 ◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:45~15:45	安心・安全な職場づくりに必要な労働安全衛生法に基づく対応とは？ ～コンプライアンスと従業員の安全を守るために～ <p>「労働安全衛生法」は、労働者の安全と健康を確保すること、快適な職場環境の形成を推進することを目的とし、健康診断、面接指導、ストレスチェック、労働安全衛生教育など、さまざまな事業主の責任が課せられています。特に、危険・有害な環境や物質を取扱う業務においては、特別の規制を遵守する必要があります。労働安全衛生法に違反すると、労働災害が発生しやすく、事業主の過失も認められやすくなるため、企業価値の毀損に直結する問題です。本セミナーでは、身近に潜む「労災」の危険など身近な事例を取り上げつつ労働安全衛生法の解説を行うとともに、「ヒヤリハット活動」「5S活動」などの今日からできる労災防止活動をご紹介します。</p>
15:45~16:00	質疑応答(事前質問にお答えします) <p>現在の職場環境や社員の健康管理、安全対策で気になることはありませんか？ ヒヤリハット、健康診断、メンタルヘルス、作業環境等に関する質問を、申込時にお寄せください。</p>



登壇者

角川 博美 氏

KECC相談員/弁護士(弁護士法人イノベンティア)

大阪弁護士会所属。知的財産法務、労働法務を中心とする企業法務を取り扱う。

労働法務では、主に使用者側で、就業規則等の規程の作成、訴訟・労働審判等の紛争を取り扱う。

共催

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 近畿本部

〒541-0052 大阪市中央区安土町2-3-13大阪国際ビルディング27階

【営業時間】月曜～金曜の9時から17時(祝日・年末年始を除く)

【アクセス】地下鉄「堺筋本町」駅、「本町」駅より徒歩数分

【お問合せ】TEL: 06-6264-8617

【お問合せ】

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館

ナレッジキャピタル8階K827号室

【相談対応時間】月曜～金曜の11時から20時(祝日・年末年始を除く)

【アクセス】JR大阪駅 中央北口より徒歩10分

【お問合せ】TEL: 06-6136-3194

(本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています)

